

千葉市商店街街路灯補助金交付要綱

(目的)

第1条 区長は、夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るため、商業団体が行う街路灯の設置及び維持管理に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該商業団体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街路灯 商店街における道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、その他区長が認めた道路をいう。）を常夜照らし、夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るために商業団体が設置した照明灯（半アーチを含む）をいう。
- (2) 商業団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第18号）第3条に規定する組合及び任意の商業団体で区長が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす商業団体とする。
ただし、区長が特に認める商業団体については、この限りでない。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。
- (2) 任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

(補助金の種目、対象経費及び補助額等)

第4条 補助金の種目、対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

種目	対象経費	補助額
管理費補助金	商業団体が当該年度の4月1日時点で管理している街路灯の電気料金	当該年度4月の電気料金の75%に相当する金額（その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に12を乗じて得た額
設置費補助金	当該年度における街路灯の設置に要する経費	対象経費の実額と別に定める基準経費額のいずれか低い方の額の、3分の2を上限とする金額（その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

<p>修理費補助金</p>	<p>当該年度における街路灯の基礎工事（支柱補強、支柱傾き直し等）及び塗装工事に要する経費（球交換等の消耗品の交換等は対象外）</p> <p>LED から LED の電球交換又は新たに街路灯を LED 化するための電球交換（電源交換含む）に要する費用</p>	<p>対象経費の実額と別に定める基準経費額のいずれか低い方の額、2分の1を上限とする金額（その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
<p>撤去費補助金</p>	<p>当該年度における街路灯の撤去に要する費用。ただし、補助を受ける街路灯が次の要件を全て満たす場合に限る。</p> <p>（1）設置から10年以上経過していること。ただし、商業団体の解散に伴う場合はこの限りでない。</p> <p>（2）道路法第2条第1項に規定する道路上に設置されている街路灯にあつては、当該道路の原形復旧に関して、道路管理者と事前に協議が完了していること。</p>	<p>対象経費の実額と別に定める基準経費額のいずれか低い方の額、2分の1を上限とする金額（その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、区長の指定する日までに、設置費補助金、修理費補助金及び撤去費補助金にあつては、商店街街路灯補助金交付申請書（設置費・修理費・撤去費）（様式第1号の2）を区長に提出するものとする。

2 管理費補助金の交付の申請は、規則第12条の規定による実績報告を兼ねて行うものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

（1）補助事業の交付決定を受けた補助金の額を変更する場合には、区長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けること。

（交付の決定）

第7条 区長は第5条の規定による申請を受け、これを審査し、当該申請を適当と認めるときは、種目別に補助金額を決定するものとする。

2 規則第6条の規定による通知は、次の各号のとおり行うものとする。

(1) 設置費補助金、修理費補助金及び撤去費補助金にあつては、商店街街路灯補助金交付決定通知書（設置費・修理費・撤去費）（様式第2号の2）によるものとする。

(2) 管理費補助金の交付の決定の通知は、規則第13条による通知と兼ねるものとする。

3 区長は管理費補助金については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第2号の規定に基づき前金払いとすることができる。

4 規則第4条第3項による通知は、商店街街路灯補助金不交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときには、商店街街路灯補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を区長に提出するものとする。

（変更等の承認）

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、決定した内容を商店街街路灯補助金変更（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、速やかに、管理費補助金にあつては、商店街街路灯補助金交付申請書兼実績報告書（管理費）（様式第1号の1）を、設置費補助金、修理費補助金及び撤去費補助金にあつては、商店街街路灯補助金実績報告書（設置費・修理費・撤去費）（様式第6号）を区長に提出するものとする。

（額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、管理費補助金にあつては、商店街街路灯補助金交付決定通知書兼額確定通知書（管理費）（様式第2号の1）により、設置費補助金、修理費補助金及び撤去費補助金にあつては、商店街街路灯補助金額確定通知書（設置費・修理費・撤去費）（様式第7号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、管理費補助金にあつては、商店街街路灯補助金交付請求書（管理費）（様式第8号の1）を、設置費補助金、修理費補助金及び撤去費補助金にあつては、商店街街路灯補助金交付請求書（設置費・修理費・撤去費）（様式第8号の2）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第13条 管理費補助金の交付は、当該年度の補助金を一括して、前条に定める請求書の受理後、当該商業団体の指定する口座に振り込んで行うものとする。

2 設置費補助金及び修理費補助金の交付は、前条に定める請求書の受理後、当該商業団体の指定する口座に振り込んで行うものとする。

(決定の取消通知)

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、商店街街路灯補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

(返還命令)

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、商店街街路灯補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

(遵守事項)

第16条 補助金の交付を受けた商業団体は、常に街路灯の効果的な照明に留意し、その機能保持に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた商業団体は、維持管理する街路灯の灯数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉市商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月5日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和4年度管理費補助金の特例)

- 2 令和4年度の予算に係る管理費補助金の補助額は、第4条に規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該年度4月の電気料金の75%に相当する金額（その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に5を乗じて得た額
 - (2) 当該年度9月の電気料金から当該年度4月の電気料金を差し引いて得た金額の75%に相当する金額（その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に5を乗じたのちに50%を乗じて得た額（その金額に小数点第1位の端数があるときは、これを切り上げる。）
 - (3) 当該年度9月の電気料金の75%に相当する金額（その金額に10円未満の

端数があるときは、これを切り捨てる。)に7を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月18日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和5年度管理費補助金の特例)

2 令和5年度の予算に係る管理費補助金の補助額は、第4条に規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該年度4月の電気料金の75%に相当する金額(その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に9を乗じて得た額

(2) 当該年度1月の電気料金から当該年度4月の電気料金を差し引いて得た金額の75%に相当する金額(その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に9を乗じたのちに50%を乗じて得た額

(3) 当該年度1月の電気料金の75%に相当する金額(その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に3を乗じて得た額

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の千葉県商店街街路灯補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

商店街街路灯補助金交付申請書兼実績報告書（管理費）

（あて先） 千葉市 区長

年度千葉市商店街街路灯補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請するとともに、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、事業実績を報告します。

（申請者） 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)
	- - @ (※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。
補 助 事 業 名	商店街街路灯管理費補助金
申 請 灯 数	・ LED灯 灯 ・ その他 () 灯 () 灯 () 灯 () 灯
添 付 書 類	1 街路灯所在図 2 電気料金領収書の写し（4月分） 3 その他区長が必要と認めるもの

商店街街路灯補助金交付申請書（設置費・修理費・撤去費）

（あて先） 千葉市 区長

年度千葉市商店街街路灯補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

（申請者） 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)
	- - @ (※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。
補 助 事 業 名	<input type="checkbox"/> 商店街街路灯設置費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（基礎工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（塗装工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LEDからLEDの電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LED化するための電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯撤去費補助金
申 請 灯 数	(設置) ・ LED灯 灯 円 その他 () 灯 円 (修理) ・ 基礎工事 灯 円 ・ 塗装工事 灯 円 ・ LEDからLEDの電球交換 灯 円 ・ LED化するための電球交換 灯 円 (撤去) ・ 街路灯 基 円
添 付 書 類	1 設置予定場所の図面（設置の場合） 2 修理予定の街路灯所在図（修理の場合） 3 撤去予定の街路灯所在図（撤去の場合） 4 道路管理者との事前協議内容の記録（撤去の場合） 5 見積書 6 その他区長が必要と認めるもの

団体名
住 所
代表者名 様

商店街街路灯補助金交付決定通知書兼額確定通知書（管理費）

年 月 日付で申請のあった千葉市商店街街路灯補助金の交付について、次のとおり交付を決定し、交付金額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

交付決定額及び補助金の確定額	円
補助事業名	商店街街路灯管理費補助金
内 訳	<ul style="list-style-type: none"> ・LED灯 灯 ・その他 () 灯 () 灯 () 灯 () 灯
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の交付決定を受けた補助金の額を変更する場合には、区長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けること。 3 千葉市補助金等交付規則及び千葉市商店街街路灯補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

団体名
住 所
代表者名 様

商店街街路灯補助金交付決定通知書（設置費・修理費・撤去費）

年 月 日付で申請のあった千葉市商店街街路灯補助金の交付について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

補助金の交付決定額	円
補助事業名	<input type="checkbox"/> 商店街街路灯設置費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（基礎工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（塗装工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LED から LED の電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金(LED 化するための電球交換) <input type="checkbox"/> 商店街街路灯撤去費補助金
内 訳	（設置）・LED灯 灯 円 その他（ ） 灯 円 （修理）・基礎工事 灯 円 ・塗装工事 灯 円 ・LED から LED の電球交換 灯 円 ・LED 化するための電球交換 灯 円 （撤去）・街路灯 基 円
交付条件	1 補助事業の交付決定を受けた補助金の額を変更する場合には、区長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けること。 3 千葉市補助金等交付規則及び千葉市商店街街路灯補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

団体名
住 所
代表者名 様

商店街街路灯補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度商店街街路灯補助金申請について、次のとおり交付しないことを決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

記

- 1 不交付とする事業名
- 2 不交付とする理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

商店街街路灯補助金変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先） 千葉市 区長

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった下記事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市商店街街路灯補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

（申請者） 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)	
	- - @ (※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
	変更前	変更後
事 業 内 容		
金 額	円	円
変更（中止・廃止）の理由		
添 付 書 類	変更（中止・廃止）に伴う関係書類等	

様式第5号

千葉市指令 第 号

団体名
住 所
代表者名 様

商店街街路灯補助金変更（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付で申請のありました商店街街路灯補助金について、補助事業の変更（中止・廃止）を承認し、次のとおり決定したので、千葉市商店街街路灯補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
交 付 決 定 額	円	円
補助事業の内容		

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

年 月 日

(あて先) 千葉市 区長

商店街街路灯補助金実績報告書（設置費・修理費・撤去費）

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業が終了したので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

(申請者) 団体名 代表者氏名 代表者住所 代表者連絡先			(※)
	- - @		(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。
種 目	数量	金額	
設 置	灯	円	
修 理 (基 礎)	灯	円	
修 理 (塗 装)	灯	円	
修 理 (LED から LED の電球交換)	灯	円	
修 理 (LED 化するための電球交換)	灯	円	
撤 去	基	円	
補 助 事 業 の 効 果			
添 付 書 類	(1) 領収書の写し (2) 設置・修理・撤去前後の現場写真 (3) その他区長が必要と認めるもの		

団体名
住 所
代表者名 様

商店街街路灯補助金額確定通知書（設置費・修理費・撤去費）

年 月 日付千葉市商店街街路灯補助金実績報告書により、千葉市商店街街路灯補助金額を次のように確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

補助事業名	<input type="checkbox"/> 商店街街路灯設置費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（基礎工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（塗装工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LED から LED の電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LED 化するための電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯撤去費補助金
補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千葉市 区長

商店街街路灯補助金交付請求書 (管理費)

年 月 日付千葉市指令第 号により確定通知のあった商店街街路灯補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

(申請者) 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※) - - @ (※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。
補 助 事 業 名	商店街街路灯管理費補助金
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	(1) 商店街街路灯補助金交付決定通知書兼額確定通知書(管理費)の写し (2) その他区長が必要と認めるもの

様式第8号の2

年 月 日

(あて先) 千葉市 区長

商店街街路灯補助金交付請求書 (設置費・修理費・撤去費)

年 月 日付千葉市達 第 号により確定通知のあった商店街街路灯補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

(申請者) 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	_____ @ _____ (※)
補 助 事 業 名	<input type="checkbox"/> 商店街街路灯設置費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金 (基礎工事) <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金 (塗装工事) <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金 (LED から LED の電球交換) <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金 (LED 化するための電球交換) <input type="checkbox"/> 商店街街路灯撤去費補助金
交 付 請 求 額	_____ 円
添 付 書 類	(1) 商店街街路灯補助金額確定通知書 (設置費・修理費・撤去費) の写し (2) その他区長が必要と認めるもの

団体名
住 所
代表者名 様

商店街街路灯補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した千葉市商店街街路灯補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

対象補助事業名	<input type="checkbox"/> 商店街街路灯管理費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯設置費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（基礎工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（塗装工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LEDからLEDの電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LED化するための電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯撤去費補助金
補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

団体名
住 所
代表者名 様

商店街街路灯補助金返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定（兼補助金額確定）のあった商店街街路灯補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市 区長

対象補助事業名	<input type="checkbox"/> 商店街街路灯管理費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯設置費補助金 <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（基礎工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（塗装工事） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LED から LED の電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯修理費補助金（LED 化するための電球交換） <input type="checkbox"/> 商店街街路灯撤去費補助金
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。